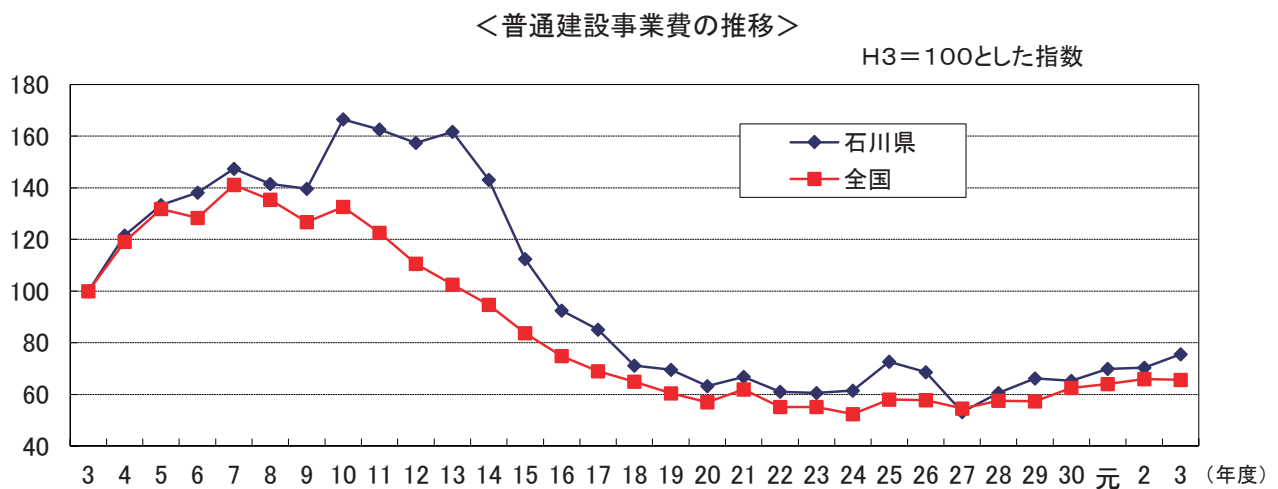


第2 石川県の財政状況

I 石川県の財政状況

1 歳出の状況

本県では、バブル経済が崩壊した平成4年度以降、国の経済対策に呼応し、積極的に社会資本の整備に取り組んできました。特に、他県が公共投資を抑制し始めた平成11年度以降、景気対策のため数年にわたり他県に比べて高い水準の公共投資を実施してきました。



(注1) 普通建設事業費とは、公共投資(投資的経費)のうち災害復旧費を除いたものです。

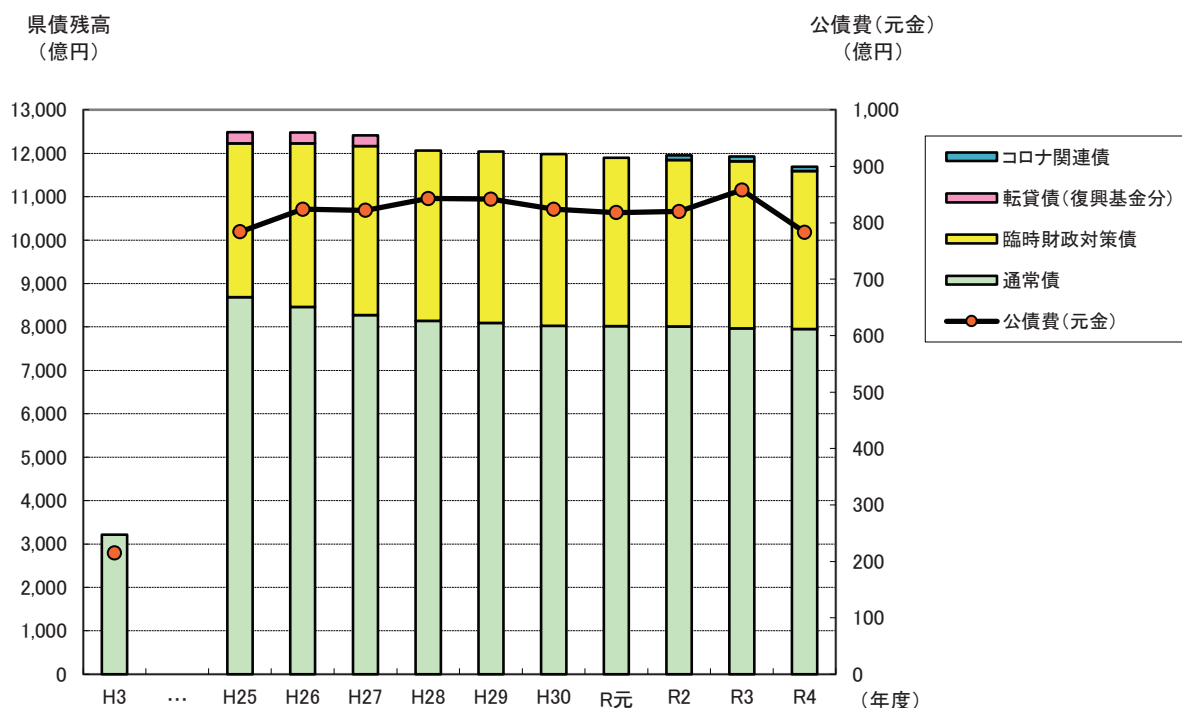
(注2) 一般会計と特別会計の一部を合算した指数です。

このように積極的な公共投資を行った結果、河川改修など県民生活の安全・安心の確保はもとより、交通ネットワークや文化・教育施設などの整備が進み、県民生活の質や利便性が大きく向上した一方で、その財源である県債の発行額も増加しました。また、本来ならば国が確保すべき地方交付税の不足分の穴埋めとして、平成13年度から発行を余儀なくされている臨時財政対策債についても、毎年多額の発行が続いています。

このため、県債残高は年々増嵩し、平成14年度には1兆円を突破しました。また、標準財政規模に対する県債残高の割合は、令和3年度では全国8位と極めて高い水準になっています。

その結果として、県債の償還費である公債費についても、令和4年度は県民1人当たりでみると、平成3年度の2.2倍の水準となっており、本県財政の大きな圧迫要因となっています。

＜県債残高及び公債費（元金）の推移＞



- (注1) 一般会計決算額で、特定資金公共投資事業債分を除きます。
 (注2) 転貸債は、復興基金の造成に必要な資金を(公財)能登半島地震復興基金に貸し付けるために発行したものです。
 (注3) コロナ関連債とは、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減等に対応するため発行した減収補填債、猶予特例債です。
 (注4) 公債費（元金）は、借換債、繰上償還及び転貸債（復興基金分）を除きます。

| 区 分 | 石川県 | | 全国平均 |
|----------------------|-------|------|-------|
| | | 全国順位 | |
| 令和3年度末県債残高 標準財政規模 | 3.75倍 | 8位 | 3.14倍 |

(注) 全国順位は高い方からの順位です。

| 区 分 | 平成3年度 (A) | 令和4年度 (B) | (B) / (A) |
|-------------|--------------|--------------|-----------|
| 県民1人当たり県債残高 | 276,707円 | 1,050,709円 | 3.8倍 |
| 県民1人当たり公債費 | 33,824円 | 73,816円 | 2.2倍 |

(注) 県民1人当たり公債費は、借換債充当公債費及び繰上償還を除いたものです。

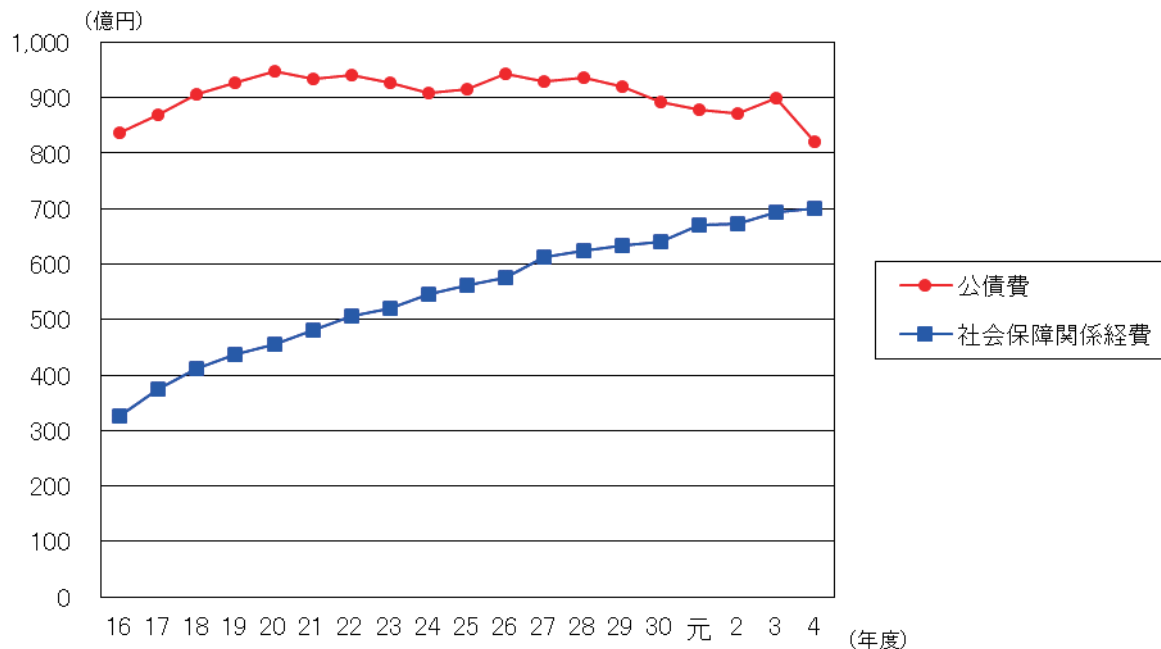
ひとくちメモ

標準財政規模

地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源(使途の特定されていない財源)の総額に相当する額に、臨時財政対策債を加えた額で、各地方公共団体の標準的な財政規模を示すものです。

また、介護・医療など社会保障関係経費については、高齢化の進行などにより増え続けており、本県では、近年10～20億円程度のペースで増加しています。なお、令和5年度は、国庫等を除く一般財源ベースで686億円となっています。

＜公債費・社会保障関係経費の推移＞



(注1) 公債費は、借換債充当公債費、特定資金公共投資事業債、繰上償還、転貸債(復興基金分)を除いたものです。
(注2) 令和4年度は決算見込額です。

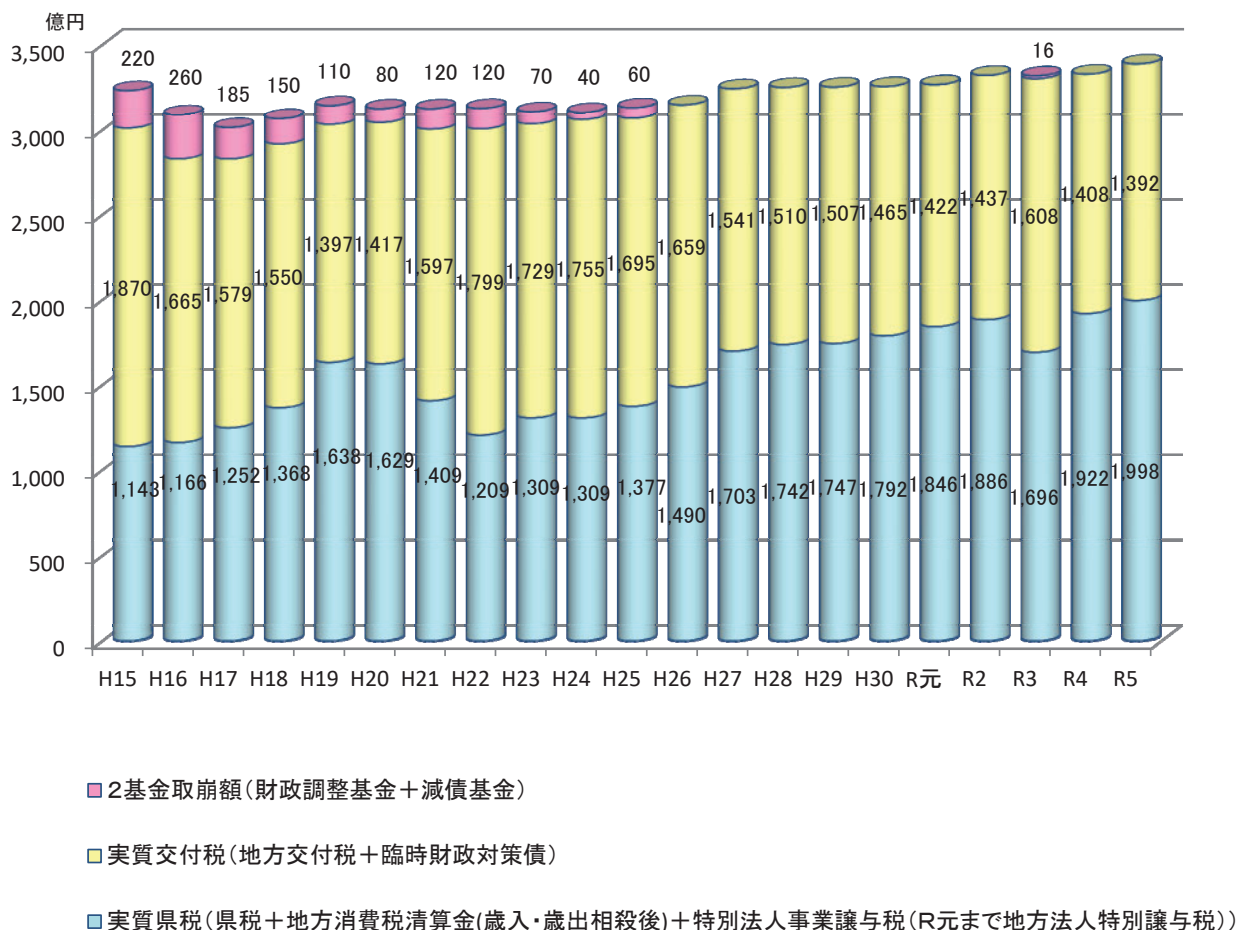
2 歳入の状況

すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを維持していく上で、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するためにはなくてはならないのが地方交付税です。しかし、平成16年度のいわゆる「三位一体の改革」により、全国で3兆円、本県でも200億円を超える実質交付税（臨時財政対策債を含む）が大幅に削減され、それ以降、削減前の額に及ばない状況が続いています。

また、県税収入については、平成20年秋のいわゆるリーマンショックに端を発した世界同時不況が、本県の財政にもかつてない大きな影響を及ぼし、当初予算ベースの税収（実質県税）は、平成21～22年度の2年間で合計420億円の大幅な減収となりました。その後、企業業績の回復や地方消費税の税率引上げなどにより税収が増加傾向にあり、令和5年度当初予算では、好調な企業業績を背景に、法人関係税の増収が見込まれることなどから、過去最高の1,998億円を計上しました。

< 県税・交付税・基金取崩額の推移（当初予算ベース） >

※ H18、H22、H26、H30、R4は6月現計予算



3 基金残高、財政指標の状況

基金については、平成16年度の実質交付税の大幅な削減の影響もあり、平成14～23年度にかけて累計で396億円の取り崩しを余儀なくされました。その結果、平成13年度末に約600億円あった財政調整基金と減債基金の2基金の残高は、平成22年度末には約320億円にまで減少しました。

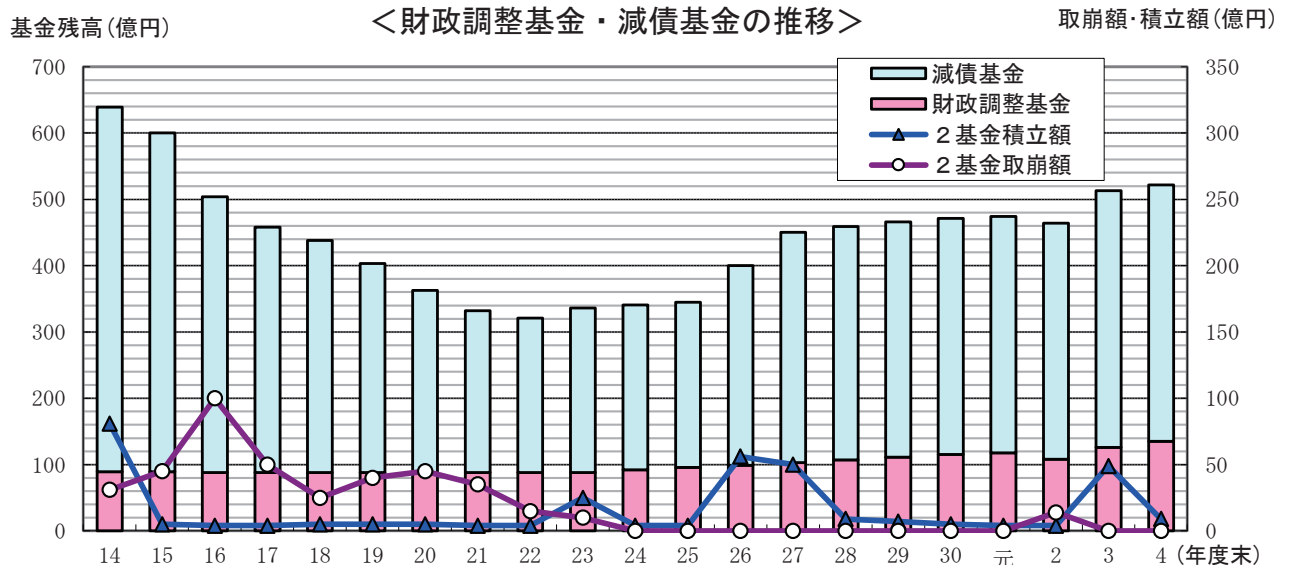
その後、職員数の削減をはじめとする歳入・歳出あらゆる面での行財政改革に積極的に取り組んできた結果、平成24年度以降は、新型コロナウイルス感染症の対応のため財政調整基金の取り崩しを余儀なくされた令和2年度を除いて、収支均衡を達成しております。

また、将来の財政需要への備えとして、必要な資金の基金への積立も行っており、令和4年度末の2基金の現在高は、約522億円となっています。

| 区 分 | 石川県 | | 全国平均 |
|----------------------|-------|------|-------|
| | | 全国順位 | |
| 令和3年度末基金残高 標準財政規模 | 16.0% | 8位 | 13.1% |

(注1) 基金は財政調整基金と減債基金の合計です。

(注2) 全国順位は高い方からの順位です。



(注1) 平成14年度末の減債基金の増は、県庁舎整備基金約76億円を積替えたことによるものです。

(注2) 平成23年度末の減債基金の増は、同年度末に一般会計に承継した金沢西部地区土地区画整理特別会計の残債に係る償還相当額約21億円を積み立てたことによるものです。

(注3) 平成26年度末の減債基金の増は、土地開発公社解散に伴う清算金約11億円や、IRいしかわ鉄道の鉄道資産の取得に係る県債の実質負担額41億円を積み立てたことによるものです。

(注4) 平成27年度末の減債基金の増は、新幹線開業PR推進ファンド創設時に公募した北陸新幹線みらい応援債の償還に備えて40億円を積み立てたこと等によるものです。

(注5) 令和3年度末の財政調整基金の増は、前年度に新型コロナウイルス感染症への対応のため取り崩した14億円を積み戻したことによるものです。

(注6) 令和3年度末の減債基金の増は、令和3年度の国補正予算に呼応した防災・減災、国土強靱化対策に係る県債の償還に備え、追加配分のあった地方交付税約31億円を積み立てたことによるものです。

近年の財政指標を見ると、財政の弾力性を示す経常収支比率は、社会保障関係経費や公債費など義務的経費の増加に伴い、平成14年度の86.7%に対し、令和2年度は94.3%となっており、財政の硬直度高まっています。令和3年度は87.7%と前年度から6.6ポイント改善していますが、国補正予算で地方交付税が追加措置された影響によるものです。

また、公債費による財政負担の度合いを示す実質公債費比率は、平成17年度の11.9%に対し、令和3年度には12.6%となっています。

| 区 分 | 石川県 | 全国順位 | 全国平均 |
|---------------|-------|--------------|-------|
| | | 令和3年度 経常収支比率 | |
| 令和3年度 実質公債費比率 | 12.6% | 37位 | 10.7% |

(注) 全国順位は低い方からの順位です。

ひとくちメモ

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。地方税、普通交付税を中心として毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、社会保障関係経費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常経費）にどの程度充当されているかをみるもので、経常経費に充当される一般財源総額が経常一般財源総額に占める割合をいいます。この数値が低いほど、弾力性があり健全であるといえます。

実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断するための指標のひとつです。県債の償還経費について地方交付税により財政措置される部分を除いて実質的にみた場合、標準的な財政規模に比してどの程度の公債費負担を負っているかを示す比率に、公営企業の元利償還金への繰出金など実質的に公債費に準ずるものを加えたものです。

《コラム》 基金の状況について

財政運営に当たっては、中長期的な展望に立ち、将来への備えとして必要な資金を基金に積み立てるなど、持続可能な財政基盤を確立していくことが必要です。

このため、本県では、累次の行財政改革を通じて基金残高の確保に努めているところであり、電気事業の民間への譲渡や道路公社など主要公社の廃止、紀尾井会館の廃止など県有資産の整理によって得られた利益を基金に積み立て、将来の財政需要に備えてきました。

しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、思い切った財政出動を行い、平成以降最大、過去3番目の規模となる約14億円の財政調整基金の取り崩しを行ったことから、令和2年度末の財政調整基金の残高は約108億円となりました。

その後、令和3年度においては、歳出抑制などの努力の末、財政調整基金の残高をコロナ前の令和元年度末の水準まで復元し、令和4年度においても、引き続き、事務事業の効率的な執行による節減に努めた結果、令和4年度末の残高は約135億円となりました。

今後も本県では、西部緑地公園の再整備などの大規模プロジェクトなど、様々な財政需要が見込まれています。このため、引き続き、必要な資金の確保に努めるとともに、現在保有している基金は、県民生活の向上につながるよう、その時々々の財政状況も踏まえながら、有効に活用していきたいと考えています。

4 行財政改革の取り組みとその効果

近年、基金の取り崩しに頼らない収支均衡の財政運営を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度には財政調整基金の取り崩しを余儀なくされました。高齢化の進展による社会保障関係経費の増加や西部緑地公園の再整備などの大規模プロジェクトの実施など、将来のコスト増に備える必要があるため、今後も引き続き、令和2年3月に策定した「行政経営プログラム2020」を拠り所として、不断の改革に取り組んでいきます。

～財政健全性の維持・向上～ (行政経営プログラム2020から抜粋)

(基本方針)

◎持続可能な財政基盤の確立

臨時財政対策債に係る公債費の増などが、地方交付税にルールどおり上積みされることを前提に、単年度の収支均衡の維持にとどまらず、中長期的な展望に立ちながら計画的に年度間の財政負担の平準化を図るとともに、将来への備えとして、必要な資金を基金に積み立てることを目指す

◎県債残高の抑制

臨時財政対策債を除き、県債残高を前年度以下の水準に抑制

◎地方交付税の確保と税制の抜本改革についての国への要請

増加する社会保障関係経費を将来にわたり賄うための安定財源が確保されるよう、国に対し積極的に要請

【歳入の確保】

- ① 税収の確保（納税のキャッシュレス化、滞納整理の推進）
- ② 税外収入の確保（県有財産の処分の推進、広告収入の確保等）

【歳出の抑制と計画的な財政運営】

- ① 投資的経費の抑制
- ② 総人件費の適正管理
- ③ 一般行政経費の見直し
- ④ 公営事業の見直し
- ⑤ 公債費負担の平準化

主な取り組みの効果（これまでの行財政改革大綱や行政経営プログラムを踏まえた対応）

① 県債残高の抑制

将来世代に負担を先送りしないよう、臨時財政対策債や能登半島地震復興基金に係る転貸債、コロナ関連債を除く県債残高を平成15年度から令和4年度まで20年連続で前年度以下の水準に抑制しました。

② 公債費負担の軽減・平準化

将来の公債費負担の軽減のため、公債費の平準化や繰上償還などを実施しました。

○ 公債費負担の平準化（H18～）

銀行等引受債の償還年限を原則30年とするとともに、既発行債についても、借換時にトータル30年償還となるよう償還期間を延長し、公債費負担を平準化させています。

○ 実質公債費比率18%超え防止のための繰上償還（H21～23）

県債発行に国の許可を要する起債許可団体に転落する実質公債費比率18%超えを回避するため、平成21年度から平成23年度の3年間で総額58億円の繰上償還を実施しました。

○ 高利県債の繰上償還（H19～24）

金利負担の軽減を図るため、金利5%以上の公的資金（旧簡易生命保険資金など）の繰上償還を実施しました。

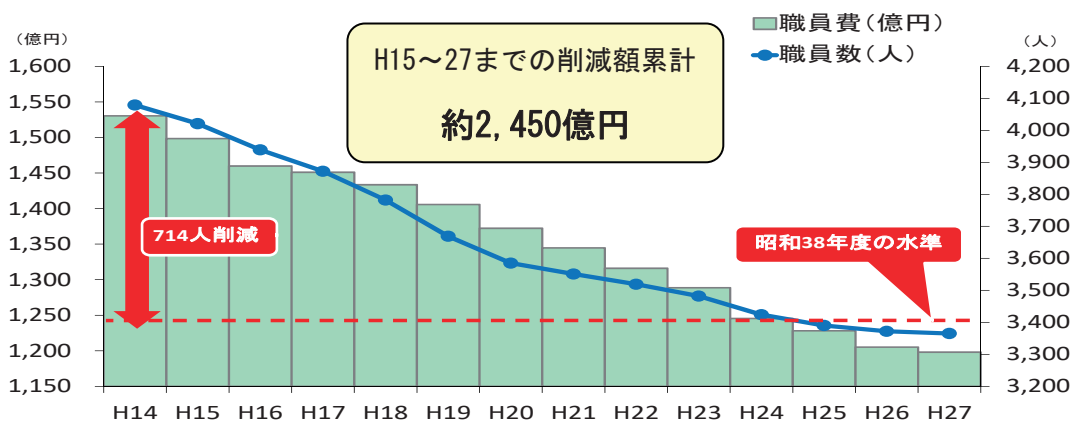
○ 将来の財政負担に備えた繰上償還（H27～）

北陸新幹線県内全線開業による公債費負担の本格化などを見据え、将来の財政負担の軽減を図るため、平成27年度に20億円、28年度から令和元年度までそれぞれ30億円の繰上償還を実施しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、県税収入が大幅に下振れするとともに、財政調整基金の取崩しを余儀なくされる極めて厳しい財政状況であったため、繰上償還の取りやめを余儀なくされましたが、税收等の財政状況を考慮し、令和3年度から30億円の繰上償還を再開しました。

③ 職員費の削減（H15～27）

知事部局の職員数については、平成14年度の新行財政改革大綱の策定以降、平成27年度までの13年間で714人を削減し、約半世紀前の昭和38年度の水準以下にまでスリム化しました。

さらに、こうした職員数の削減に加え、平成18年度から給与構造改革にも取り組み、退職手当を除く職員費の削減額は13年間の累計で約2,450億円となりました。



Ⅱ 今後の財政見通し

1 厳しさが続く地方財政

令和5年度の地方財政計画では、前年度を上回る一般財源総額が確保されたものの、社会保障関係経費の増加が続いていることなどから、地方独自の歳出は抑制されており、地方財政は引き続き厳しい状況に置かれています。

また、地方財政収支の財源不足は常態化しており、いわば赤字地方債である臨時財政対策債を毎年発行しています。臨時財政対策債は、後年度、償還時にその全額が地方交付税で措置されることになっていますが、将来もこれが担保されることや、一般財源を臨時財政対策債ではなく、地方税や地方交付税で確保するよう、国に対してしっかりと要請していく必要があります。

2 義務的経費の負担が県財政を圧迫

これまで増え続けてきた公債費については、公共投資の抑制により県債の新規発行を抑えてきたほか、償還期間の延長（20年→30年）などによる公債費の平準化対策を講じたことにより、臨時財政対策債を除く通常債のベースでは償還のピークを越えたものの、依然として高負担であることに変わりはありません。

これに加え、高齢化の進展による社会保障関係経費の増加は今後も変わらず、義務的経費が県財政を圧迫する状況が予想されます。

3 今後の財政見通し

令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により、財政調整基金の取り崩しを余儀なくされましたが、令和3年度、4年度と、2年連続での収支均衡を達成し、基金の取り崩しに頼らない財政運営が可能となる状況に戻りつつあります。一方、足下の物価高騰対策や社会保障関係経費、今後の西部緑地公園の再整備などの大規模プロジェクトなど大きな歳出圧力が見込まれるため、今後も引き続き、楽観できない状況が予想されます。

物価高騰対策など県政の重要課題に積極的に取り組むとともに、将来にわたって必要な行政サービスの水準を確保していくためには、基金に頼らない行財政基盤を確立することが不可欠であり、引き続き、歳入の確保や歳出全般の見直しが必要です。

また、社会保障関係経費の増加分を、職員費の削減をはじめとした行財政改革の取り組みだけで賄っていくことには自ずと限界があります。持続可能な社会保障制度とするため、必要な財源が確保されるよう、国に対して積極的に働きかけていく必要があります。

4 将来を見据えた持続可能な財政運営

今後の財政運営については、物価高騰対策に加え、社会保障関係経費や公債費といった負担にも対応していく必要があります。そのためには、年度間の財政負担の平準化を図っていくことが重要であり、今後とも、行財政改革に不断に取り組み、必要な資金を基金に積み立てていくなど、将来への備えにも万全を期し、社会経済情勢の変化にも機動的に対応できる持続可能な財政運営に努めていきます。

ひとくちメモ

地方財政計画

国が作成する翌年度の全国の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する計画のことをいい、以下の役割があります。

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税等を通じて地方財源を保障
- ② 地方財政と国家財政・国民経済等との調整
- ③ 個々の地方団体の行財政の運営指針